

---

# 地域脱炭素化促進区域に係る 道基準案について

---

令和5年（2023年）1月13日（金）

令和4年度第5回北海道環境審議会



# 1 地域脱炭素化促進事業制度（振り返り）

## 制度の趣旨

「地域脱炭素化促進事業」に関する制度は、地域の円滑な合意形成を図り、**適正に環境に配慮し、地域のメリットにもつなげる地域と共生する再生可能エネルギー事業の導入を促進**する制度。

本制度は、「地域脱炭素化促進事業」として行わない再生可能エネルギー事業には及びません。

（環境省 地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（地域脱炭素化促進事業編）2022年4月より引用）

## 都道府県基準

都道府県基準は、促進区域設定に係る**環境省令で定める基準に上乘せ・横出しして、地域の実情（自然的社会的条件）に応じた環境の保全への適正な配慮を求める**ための基準。

（都道府県基準は、認可を不要にしたり、許認可などの基準を緩和するものではありません）

（環境省 地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（地域脱炭素化促進事業編）2022年4月より引用）

## 〔市町村が設定する促進区域〕

- ✓ 地域の再生可能エネルギーのポテンシャルを最大限活用するような、意欲的な再生可能エネルギー導入目標を設定した上で、その実現に向けて国及び都道府県が定めた基準に従って設定
- ✓ **環境保全の観点及び社会的配慮の観点から考慮することが望ましい事項に留意して設定**
- ✓ **地域の合意形成を図り、再生可能エネルギー導入の適地を設定**
- ✓ 環境保全上の支障や環境配慮の観点から保全すべき区域は、促進区域から除くか、当該支障を回避するための適切な措置などを講じられる場合に設定

（環境省\_地域脱炭素のための促進区域設定等に向けたハンドブック（第2版）2022年6月より引用）

# 2 都道府県基準の構成とこれまでの審議経過

## 都道府県基準の構成

**①市町村が促進区域に含めることが適切ではないと認められる区域**（省令第五条の四第2項第一号）

（以下「**①除外区域**」という。）

市町村が促進区域に設定できない区域

**②考慮対象区域・事項**（省令第五条の四第2項第二号）

市町村が促進区域に設定する際に考慮を要する区域及び事項

**③適用除外**

（省令第五条の四第5項）

**④特例事項**

（省令第五条の四第3項）

### 【これまでの審議経過】

	6月	7月	8月	9月	10月	1月
項目	第1回部会	第2回部会	第2回親会	第3回親会	第4回親会	第5回親会
地域脱炭素化促進事業制度と都道府県基準	・制度説明 ・進め方	・制度説明 ・進め方	・制度説明 ・進め方			今回
道基準案の <b>①除外区域</b> と <b>②考慮対象区域・事項</b> の策定の基本的な考え方 （以下「基本的な考え方」という。）				初案	修正案	修正案
道基準案の <b>①除外区域</b> と <b>②考慮対象区域・事項</b> への振り分け方（以下「区域・事項への振り分け方」という。）	初案			初案		修正案
<b>①除外区域案</b>				初案		修正案
<b>②考慮対象区域・事項案</b>				初案		修正案
<b>③適用除外案</b>				初案		
<b>④特例事項案</b>				初案		

「イ」意見照会

## 10月第4回環境審議会での提示案

### I 本道に恵みをもたらす豊かな自然環境を保全

#### [ 道基準案の検討を進めていく上での視点・ポイント ]

- ☞ 国際的に保護とされている保全地域の自然環境・生態系
- ☞ 自然環境に優れ、生物多様性の高い地域
- ☞ 自然景観や自然資源、未来に残すべき自然
- ☞ 触れ合いの場としての自然
- ☞ 文化的に維持してきた自然景観・資源

### II 災害等の発生のおそれを回避し、安全・安心な道民の生活を確保

#### [ 道基準案の検討を進めていく上での視点・ポイント ]

- ☞ 自然災害のおそれのある地域の保全と自然環境を活かした防災

### III 北海道の基幹産業である第一次産業が有する重要機能を保全

#### [ 道基準案の検討を進めていく上での視点・ポイント ]

- ☞ 第一次産業の健全な発展との調和

[児矢野委員] Iについて、「本道に」と限定すると国際的な保護の観点から北海道としての特徴が活きてこないので、本道に限定しないことが良いのではないか。

[対応方向] Iの「本道に」に「世界」を追加してはどうか。

[鈴木委員] IIについて、自然災害そのものは防げないため、「発生のおそれの回避」など表現を見直してはいかがか。

[対応方向] IIを「災害の発生の可能性が高い箇所を回避し、防災に資する自然環境を保全」と修正するとともに、視点・ポイントの「自然災害」の「自然」を削除し、「災害」の後に「などの発生」を追加し、「保全」を「回避」に修正してはどうか。

[児矢野委員] IIIについて、観光という視点が基幹産業になるか分からないが、観光も北海道にとっては重要な産業になるため、観光も工夫して入れてはいかがか。

[中村委員] 自然以外にも守るべき景観を入れてはいかがか。

[対応方向] IIIの「第一次産業」の後に「など」を追加するとともに、視点・ポイントに「景観などの観光資源」を新たに追加してはどうか。

[児矢野委員] 自然と共生してきたアイヌの人たちの文化を、基本的な考え方に入れて地域的な特性を出してはいかがか。

[対応方向] アイヌの人たちを含めた先人全てが文化的に形成・維持してきた自然景観・資源を幅広く検討の対象と考えており、「文化的に維持してきた自然景観・資源」の表現で残すのはどうか。

10月の第4回環境審議会で示した基本的な考え方を次のとおりに修正してはどうか。  
(修正箇所を赤太字で表示)

## I 本道や世界に恵みをもたらす豊かな自然環境を保全

### [ 道基準案の検討を進めていく上での視点・ポイント ]

- 👉 国際的に保護とされている保全地域の自然環境・生態系
- 👉 自然環境に優れ、生物多様性の高い地域
- 👉 自然景観や自然資源、未来に残すべき自然
- 👉 触れ合いの場としての自然
- 👉 文化的に維持してきた自然景観・資源

## II 災害の発生の可能性が高い箇所を回避し防災に資する自然環境を保全

### [ 道基準案の検討を進めていく上での視点・ポイント ]

- 👉 災害などの発生のおそれのある地域の回避と自然環境を活かした防災

## III 北海道の基幹産業である第一次産業などが有する重要機能を保全

### [ 道基準案の検討を進めていく上での視点・ポイント ]

- 👉 第一次産業の健全な発展との調和
- 👉 景観などの観光資源

# 6 ①除外区域への振り分け方（前回提示案）

## 9月第3回環境審議会での提示案

### ①除外区域への振り分け方

#### ① 9月提示案

環境の保全に支障を及ぼすおそれがないように措置する観点から、法令に基づき、その範囲が明確に定義され、図示されている区域であって、施設の設置を原則認めないこととしている又は禁止を行政指導している区域

#### ① 国基準

環境の保全に支障を及ぼすおそれがないように措置する観点から、法令に基づき、その範囲が明確に定義され、図示されている区域であって、当該区域内においては地域脱炭素化促進施設の立地を原則認めないこととしている区域

（環境省 地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（地域脱炭素化促進事業編）2022年4月より引用）

# 7 ②考慮対象区域・事項への振り分け方（前回提示案）

## ②-1 考慮対象区域への振り分け方

②-1 **9月提示案** 法令や条例等の基準の遵守や、許認可等手続を経れば施設の設置が可能であるものの、地域の自然的社会的条件に応じて環境配慮が必要な区域

②-1 国基準 促進区域に含めないこととするとまでは言えないものの環境の保全に支障を及ぼすおそれがないよう措置する観点から考慮が必要な区域で、環境保全の支障を防止する観点から再エネの立地のために一定の基準を満たすことが法令上必要な区域

## ②-2 考慮対象事項への振り分け方

②-2 **9月提示案** 法令や条例等の基準の遵守や、許認可等手続を経れば施設の設置が可能であるものの、地域の自然的社会的条件に応じて環境配慮が必要な事項

②-2 国基準 促進区域に含めないこととするとまでは言えないものの性質上環境の保全に支障を及ぼすおそれがないよう措置する観点から考慮が必要な事項で、環境保全の支障を防止する必要性が高いものの、性質上区域での規制が行われていない事項

[中村委員] 既存の規制をなぞるだけなら、審議にならないのではないか。

[対応方向] 地域の実情に応じた上乘せ・横出しの基準となるように、次のように修正してはどうか。

① 除外区域への振り分け方案（P10参照）

- ・「環境の保全に支障を及ぼすおそれがないように措置する」を「地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮」に修正
- ・「法令に基づき」を「法令等」に修正
- ・「範囲が明確」を「保全対象となる区域の範囲が地番等で明確」に修正
- ・「施設の設置を原則認めない」を「施設の設置が困難」に修正
- ・「禁止を行政指導している」を削除

②-1 考慮対象区域への振り分け方案（P12参照）

- ・「法令や条例等の基準の遵守や、許認可等手続きを経れば施設の設置が可能であるものの」を「促進区域に設定する際に」に修正
- ・「環境配慮」を「環境の保全への適正な配慮」に修正

②-2 考慮対象事項への振り分け方案（P12参照）

- ・「法令や条例等の基準の遵守や、許認可等手続きを経れば施設の設置が可能であるものの」を「地域脱炭素化促進事業の実施にあたり」に修正
- ・「環境配慮」を「環境の保全への適正な配慮」に修正

[山中委員] 住民等の関係者の理解を進め、適度に地域の脱炭素化を促進するために、地域脱炭素化促進事業としては、どのようなものを想定するか「例示」してはいかがか。

[白木委員] 累積的影響に配慮して基準を設定してはいかがか。（他吉中委員）

[対応方向] ①除外区域案、②考慮対象区域・事項案、③適用除外案、④特例事項案とは別に、地域脱炭素化促進事業の「例示」を加えることで関係者の理解を進めるとともに、累積的影響への「留意事項」などを加えることで累積的影響に配慮してはどうか。

[白木委員] 「法令で規制されている区域」に限定しない考え方としてはいかがか。

[対応方向] 法令で規制されている区域に限定せず、「法令等」に修正してはどうか。

[児矢野委員] 「行政指導」を振り分け方から削除してはいかがか。

[対応方向] 「行政指導」を振り分け方から削除してはどうか。

[吉中委員] 法令で保護されていないにもかかわらず、保全の必要性が高いものを促進区域から除外するために以下のとおりに修文してはいかがか。（下線箇所が追加または削除）

- ・ 環境の保全に支障を及ぼすおそれがないように措置する観点から、法令に基づき、環境保全や防災上の重要性が特に高く、その範囲が明確に定義され、図示されている区域であって、施設の設置を原則認めないこととしている又は禁止を行政指導している区域

[対応方向] ①除外区域に入れる区域を法令で規制されている区域に限定せず、保全の必要性が高いものを①除外区域に入れてはどうか。

例えば、自然環境等保全条例に基づいて設定された自然景観保護地区や環境緑地保護地区は、北海道自然環境保全指針によって保全対象とされているため、①除外区域に入れてはどうか。

9月の第3回環境審議会で示した①除外区域への振り分け方を次のとおりに修正してはどうか。  
(削除箇所を取り消し線、追加箇所を赤字で表示)

## ①除外区域への振り分け方の修正案

### 【見え消し】

環境の保全に支障を及ぼすおそれがないように措置する **地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮の観点から、法令に基づき、その保全対象となる区域の範囲が地番等で明確にされ、図示されている区域であって、法令等で施設の設置を原則認めないこととしている又は禁止を行政指導しているが困難な区域。ただし、市町村の行政区域の全域を含む区域を除く。**

### 【溶け込み】

**地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮の観点から、保全対象となる区域の範囲が地番等で明確にされ、図示されている区域であって、法令等で施設の設置が困難な区域。ただし、市町村の行政区域の全域を含む区域を除く。**

[児矢野委員] 「法令や条例等の基準の遵守」「許認可等手続きを経れば施設の設置が可能であるものの」は当たり前のことなので、振り分け方から削除してはいかがか。

「地域の自然的社会的条件に応じて環境配慮が必要な区域及び事項」も、改正温対法21条7項のくり返しになるため、道基準の考え方とはならないのではないか。

[吉中委員] 以下のとおりに修文してはいかがか。（下線箇所が削除）

- ・ 法令や条例等の基準の遵守や、許認可等手続きを経れば施設の設置が可能であるものの、地域の自然的社会的条件に応じて環境配慮が必要な区域
- ・ 法令や条例等の基準の遵守や、許認可等手続きを経れば施設の設置が可能であるものの、地域の自然的社会的条件に応じて環境配慮が必要な事項

[対応方向] ②-1 考慮対象区域と②-2 考慮対象事項への振り分け方案を次のように修正してはどうか。

②-1 考慮対象区域への振り分け方案（P12参照）

- ・ 「法令や条例等の基準の遵守や、許認可等手続きを経れば施設の設置が可能であるものの」を「促進区域に設定する際に」に修正
- ・ 「環境配慮」を「環境の保全への適正な配慮」に修正

②-2 考慮対象事項への振り分け方案（P12参照）

- ・ 「法令や条例等の基準の遵守や、許認可等手続きを経れば施設の設置が可能であるものの」を「地域脱炭素化促進事業の実施にあたり」に修正
- ・ 「環境配慮」を「環境の保全への適正な配慮」に修正

9月の第3回環境審議会で示した②考慮対象区域・事項の振り分け方を次のとおりに修正してはどうか。  
(修正箇所を赤字で表示)

## ②-1 考慮対象区域への振り分け方の修正案

### 【見え消し】

法令や条例等の基準の遵守や、許認可等手続を経れば施設の設置が可能であるものの **促進区域に設定する際に**、地域の自然的社会的条件に応じて環境の**保全への適正な**配慮が必要な区域

### 【溶け込み】

**促進区域に設定する際に**、地域の自然的社会的条件に応じて環境の**保全への適正な**配慮が必要な区域

## ②-2 考慮対象事項への振り分け方の修正案

### 【見え消し】

法令や条例等の基準の遵守や、許認可等手続を経れば施設の設置が可能であるものの **地域脱炭素化促進事業の実施にあたり**、地域の自然的社会的条件に応じて環境の**保全への適正な**配慮が必要な事項

### 【溶け込み】

**地域脱炭素化促進事業の実施にあたり**、地域の自然的社会的条件に応じて環境の**保全への適正な**配慮が必要な事項

[吉中委員] ①除外区域案の環境配慮事項の欄に「農林水産業への影響」を追加してはいいかがか。

[対応方向] ①除外区域案と②-1 考慮対象区域案の区分の欄「その他北海道が必要と判断するもの」の環境配慮事項の欄に「農林水産業への影響」を追加してはどうか。（別紙1の①除外区域案、②-1 考慮対象区域案参照）

[瀧波委員] ②-2 考慮対象事項の環境配慮事項の水の汚れによる影響、水の濁りによる影響及び水温による影響の収集すべき情報に「さけます孵化場・養殖場」を追加してはいいかがか。

[対応方向] ②-2 考慮対象事項の環境配慮事項の水の汚れによる影響、水の濁りによる影響及び水温による影響の収集すべき情報に「さけます孵化場・養殖場」を追加してはどうか。（別紙1の②-2 考慮対象事項案参照）

[吉中委員] ①除外区域に次の区域や事項を設定してはどうか。

ラムサール条約湿地 (世界) ジオパーク	世界自然遺産 国立公園	世界文化遺産 国定公園
道立自然公園	国指定鳥獣保護区	道指定鳥獣保護区
生息地等保護区	道指定自然環境保全地域	環境緑地保護地区
学術自然保護地区	重要里地里山	重要湿地
自然再生事業の対象区域	KBA	IBA
「風力発電施設における鳥類のセンシティブティマップ」に基づく「鳥類への影響を考慮すべき区域」		
天然記念物	記念保護樹木	
植生自然度8-10（「自然植生」もしくは「特に自然植生に近い植生」）の区域		
民間の取り組み等によって生物多様性の保全が図られている区域（OECM・自然共生サイト）及びその候補となる区域		
砂防指定地	地すべり防止区域	急傾斜地崩壊危険区域
土砂災害（特別）警戒区域	河川区域	保安林
地域森林計画対象森林	保護林	農用地
漁業権設定水域	自然景観保護地区	北海道・市町村景観条例指定地域
主要な観光動線・眺望点から眺望される区域		

[対応方向] 区域・事項への振り分け方案に基づいて①除外区域と②-1 考慮対象区域、②-2 考慮対象事項に振り分けてはどうか。（ご意見のうち①除外区域に入るものを太字で表示）

# 14 区域・事項の振り分け方に基づいた①除外区域案と②考慮対象区域・事項案



①除外区域に設定される区域は、9月初案では6区域だったが、今回修正案では+16区域の22区域となり、委員のご意見では9月初案から+37区域の43区域となる。具体的な区域例は次のとおり。

区域・事項の振り分け方	区分	①除外区域案または②考慮対象区域・事項案に設定される区域及び事項	
		数	例（9月初案から①除外区域に追加された区域を太字で表示）
9月初案	①除外区域	6	温泉保護地域・準保護地域、道指定鳥獣保護区の特別保護区、生息地等保護区の立入制限地区、学術自然保護地区、道立自然公園の第1種特別地域
	②考慮対象区域・事項	87	水資源保全地域、土砂災害（特別）警戒区域、河川区域、漁港区域、保護林、緑の回廊、センシビリティマップ、保護水面、特定植物群落、重要湿地、重要里山里山、自然度8ランク以上の区域、道立自然公園（第1種特別地域以外）、ジオパーク、長距離歩道、風致地区、1種農地、保全対象施設、IBA、レッドリスト、文化財 など
今回修正案	①除外区域	22	温泉保護地域・準保護地域、 <b>砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害（特別）警戒区域、国・道指定鳥獣保護区、生息地等保護区（法・条例）、道指定自然環境保全地域</b> 、学術自然保護地区、ラムサール条約湿地、 <b>世界自然遺産、国立・国定・道立自然公園（普通地域を除く）、自然景観保護地区、環境緑地保護地区、要措置区域、市街化調整区域、農用地区域内農地、甲種農地</b>
	②考慮対象区域・事項	71	水資源保全地域、河川区域、漁港区域、地域森林計画対象森林、保護林、緑の回廊、センシビリティマップ、保護水面、特定植物群落、重要湿地、重要里山里山、自然度8ランク以上の区域、ジオパーク、長距離歩道、風致地区、1種農地、漁業権、保全対象施設、IBA、レッドリスト、身近な自然地域、記念保護樹木、文化財 など
委員のご意見 (以下「A案」という。)	①除外区域	43	<b>重要里地里山、IBA、センシビリティマップ、温泉（準）保護地域、砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害（特別）警戒区域、国・道指定鳥獣保護区、生息地等保護区（法・条例）、道指定自然環境保全地域、学術自然保護地区、ラムサール条約湿地、世界自然遺産、国立・国定・道立自然公園、自然景観保護地区、環境緑地保護地区、要措置区域、市街化調整区域、農用地区域内農地、甲種農地</b> など
	②考慮対象区域・事項	50	水資源保全地域、海岸保全区域、漁港区域、一般公共海岸区域、緑の回廊、保護水面、特定植物群落、景観計画区域、長距離歩道、風致地区、特別緑地保全地区、1種農地、漁業権、保全対象施設、農業用水路の状況、現存植生図、巨樹・巨木、景観重要建造物、景観重要樹木、レッドリスト、身近な自然地域、文化財 など

(参考 他府県の設定状況)

(令和4年(2022年)10月14日現在)

	長野県	徳島県	京都府(案)	宮城県(案)
除外区域	24	8	13	10